

一般廃棄物処理業許可に関する方針

この方針は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条に基づき、一般廃棄物の適正な処理体制が継続的かつ安定的に確保されるよう、一般廃棄物処理業の許可に関する方針を定めるものである。

1 許可に関する基本的な考え方

市町村は、法が目的とする生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有しており、その処理責任は、市町村自らが行う場合はもとより、市町村以外の者に委託して行わせる場合にあっても、引き続き市町村が有している。

許可業者に行わせる場合であっても、同様に市町村が統括的な責任を有することから、一般廃棄物処理計画にこれを位置付け、適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、業の許可の運用を行うことが重要である。

また、一般廃棄物処理業の許可は、許可の申請が当該市町村の処理計画に適合するものであることなど、法第7条第5項又は第10項に適合している場合に限り行うことができると規定されており、これらを踏まえ、一般廃棄物処理業の許可について検討する必要がある。

2 許可に関する方針

(1) 収集運搬業

現行の処理体制において適正処理が確保されている状況において、新規の許可は行わない。ただし、次の場合はこの限りでない。

- ア 一般廃棄物処理計画に適合した場合
- イ 市による処理が困難な廃棄物が発生した場合
- ウ 新たな行政需要に基づき処理を行う必要が生じた場合

(2) 処分業

現行の処理体制において適正処理が確保されている状況において、新規の許可は行わない。ただし、次の場合はこの限りでない。

- ア 一般廃棄物処理計画に適合した場合
- イ 市による処理が困難な廃棄物が発生した場合
- ウ 一般廃棄物の減量化・資源化の推進に資するとともに、一定期間の処理試験を経て安全かつ安定的に処理できることを市が認めた場合
- エ 新たな行政需要に基づき処理を行う必要が生じた場合

附則 この方針は、平成28年4月1日から適用する。